

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	農林水産部 農林水産振興課
------	---------------

実施事案名	松山市火入れに関する条例の一部改正(案)
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	国は、令和7年2月に発生した大船渡市林野火災を受けて、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとして、本市でも、国の通知を基に、令和8年1月から林野火災に関する注意報を発することができるよう、松山市火災予防条例を改正する予定です。 一方で、愛媛県でも令和7年5月に愛媛県林野火災アラートを新設しました。以上のことから、林野火災の予防のため、本条例を改正し、これらの注意報・警報が発せられた際に火入れの制限を行うこととしました。
策定根拠となる法令等	森林法(昭和26年法律第249号)第21条第1項
政策等の案の関係資料	

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和7年11月26日（水）
------------	---------------